

労働関係法が適用された。

### 第三節 公共企業体としての国鉄の発足と 国鉄労働組合の闘い

#### 一 公共企業体としての国鉄の発足と大量人員整理

##### 公共企業体としての国鉄の発足

一九四九(昭和二四)年六月、国鉄は専売とともに、公共企業体に移行した。変更の契機は、労働問題にあった。国鉄・専売の公企体化に伴い、公共企業体労働関係法(公労法)が制定され、その適用下におかれた。団結権は一応保障された。ただし、公企体の職員でなければ組合員や役員になることはできない(四三項)という条項は、組合が自主的に組合員や役員を選出することを妨げるものであり、のちに問題化した。団体交渉権は「管理運営事項」を除く労働条件事項については保障されたが、争議権は否認された。紛争の調停・仲裁機関としては国鉄調停・仲裁委員会が設けられ、五二年の公労法改定で、適用範囲が三公社五現業に拡大され、公労委(公共企業体等労働委員会)となった。公企体の経営機能のうえで、最も大きな点は、(四)業務運営内容についての事実上の制約が大きいこと(国鉄法第一条)、(五)政府の監督権限が強く、公企体としての自主性の保障がきわめて弱いこと(国鉄当局の当事者能力の欠如)、(六)収支適合原則を原理とした独立採算制の導入などであった。このため七〇年代に至るまで、政府の国鉄への財政的援助はなく、国鉄は投資資金を自前で調達しなければならなかった。すなわち、投資計画については厳重に管理されたが、借入れ資金とその返済を含め、資金面では国鉄が全て責任を負っていた。

#### 大量行政整理と下山・三鷹・松川事件

国鉄の公企体化に相前後して、定員法による大量行政整理が行われた。四九年一月の総選挙で、吉田内閣与党の民主自由党が過半数を占め、力を得るとともに、GHQは経済九原則(ドッジプラン)の実施を要請し、吉田内閣も強力に推進した。その政策の中心は、超均衡予算と徴税強化によるインフレの終息、一ドル三六〇円の単一為替レート設定により、ドル・アメリカ・リリングの国際経済への復帰などであったが、とくに超均衡予算の実現の一環として、大量行政整理が予定されていた。五月三十一日、行政機関職員定員法(定員法)が公布された。この法律は、直接には国の公務員を対象としていたが、準公務員である国鉄職員や地方公務員にも準用された。国鉄の職員数は、現状より約九万五〇〇〇人少ない約五〇万人とされた。公企体に移行した国鉄(下山

定期初代総裁)では、まず七月四日、第一次人員整理として三万七〇〇〇人、七月十三日には、第二次案として六万三〇〇〇人の職員に解雇が通告された。

国労は、四九年四月の第六回定期大会(琴平)で、「首切り行政整理反対」など闘争目標を決定していた。中核の体制は、マ書簡後の中央委員会では民同派中心であったが、この大会と同時に開かれた中央委員会では、共産・革同連合が多数を占めた。また公企体移行に際する新交番制に対する東神奈川電車区などの闘い(人民電車事件)で中核の方針は混乱したが、六月の中央委員会、行政整理に対しては、最悪の場合はストを含む実力行使を行うことを決めた。

四九年七月四日の整理案が発表後、中核は強力な闘争を展開しようとした。その矢先の六日、下山国鉄総裁が行方不明になり、常磐線の線路上でバラバラ死体となって発見された。警視庁は他殺と断定し、田端機関区の組合員の犯行とみて捜査を行い、マスコミは共産党員あるいは国労組合員が暗殺したと思わせるニュースを流した。国労の闘争力はそれが、第一次人員整理が実行された。ついで、国労が闘争宣言を發した七月五日の夜、三鷹事件が発生した。無人電車が暴走し、車体は駅の構外に飛び出して人家を破壊し、六名の死者を出した。当時の内閣官房長官は、何の根拠も挙げず、下山事件と底流において思想を同じくする者の仕業だとする談話を發表した。警察、東京地検は、三鷹電車区員の共同謀議による計画的犯行と断定して、組合員一〇名を検挙した。この下山・三鷹事件(今日では、デッチ上げという見方が常識である)によって、行政整理反対闘争は足をくじかれ、人員整理はほぼ予定どおり実施された。

また、八月には松川事件が起きた。東芝松川工場が、解雇反対のストに入った日、東北本線で発生した列車転覆事件で、乗務員三名が死亡した。政府、検察、警察は犯人が共産党関係者であるに異なれず、東芝と国労の組合員二〇名を逮捕した。この事件は、長期裁判の末、のちに無罪が確定した。

#### 二 行政整理後の国鉄労働組合のたたかい

##### 指令〇号と成田中央委員会

行政整理は人員削減を意味しただけではなく、この整理をつうじ、戦後初期の国労運動の重要な一翼を担っていた共産系活動家に対する指名解雇(レッドパージ)という性格を持っていた。中核のなかでは、一七名(共産一、革同六)が解雇通告を受けた。この通告後、中核では、公労法の趣旨(四三項)と絡み、被解雇者の組合員資格が大問題になった。中央闘争委員長は被解雇者の資格を否定する発言を行い、中核は大混乱となり、事実上分裂した。

四九年七月二日、民同派中核は、いわゆる指令〇号を各機関に発し、八月一日に中核の補充、新運動方針の決定などを議題として中央委員会を開くことを指示した。これは、戦後の国労史

に残る歴史的に不幸な指令であった。とはいえ、事実として、この中央委員会は成田で開催され、革同派の一部が加わったほかは、民同派によって構成される新執行部が選出され、新資金要求など新しい運動目標を決定した。ただ歴史上、幸いであったのは、民同派の指令〇号に始まる行動は、国労のなかでは組織分裂とはならなかったことである。翌年の五〇年一月の中央委員会では、共産党代表も挨拶して、事実上、成田中央委員会の諸決定について追認した。

#### 仲裁裁定完全実施の闘い

公労法の適用下の国鉄労使関係で出発当初から問題化したのが賃金決定問題であり、国鉄当局の当事者能力の欠如であった。公労法適用以後、「分割・民営化」以前の国鉄では、労使の自主交渉のみで賃上げが決定、解決した事例は五一(昭和二六)年を例外と考えれば、ほかには一度もない。賃上げ問題は毎年、調停・仲裁に移行した。しかも五七年以前は、仲裁裁定不履行(不完全実施)問題が再三発生した。かつて五〇年の賃上げの際、国鉄調停委員会(調停委員長は、省略)異例の仲裁請求を行ったが、藤林敬三(調停委員長)は、省略の際の談話を述べている。「公労法に於て給与問題は団体交渉の範囲内にあると定められていても国有鉄道公社には著しく限定された交渉余地しか残されていないので見方によつて全く団体交渉当事者としての能力が欠如していると考えられる。かくして公労法に拘らず給与改善の如きは当事者双方の間で要求の意思伝達とこれを容れ難いとする意思表示が行われるだけであつて、到底団体交渉の実が示され得ない状態にあるのも当然である(労働省『資料労働運動史』昭和二五年版、七六頁。藤林委員長が、こうした指摘をする状況下の賃金決定問題であつた。以下、事例を見ていこう)。

四九年の賃金引き上げでは、国鉄調停委員会は八〇五八円ペー、調停案を出したが、当局は拒否し結局、一時金として四五億円を支払ったに過ぎなかった。五〇年の場合、国鉄調停委員会は前回の調停案を妥当だとして、異例だが調停を省略し、八二二〇円ペーの仲裁裁定を出した。これも四九億円の一時金の支払いで、不完全実施となった。五一年は、一〇八二四円の調停案が出された。その後、仲裁申請がなされたが、労使双方、団交で解決した。として仲裁は打ち切りとなり、調停案を基礎に労使協定によつて解決した。五二年は八月以降、一三四〇〇円の仲裁裁定が出されたが、国会は一月以降の実施として議決した。五三年は八月以降、一五三七〇円の仲裁裁定が出されたが、国会は五月四月以降の実施とした。五四年から五六年にかけては、ペアの調停、仲裁裁定自体が出されなかった。この場合、五四年の人事院勧告留案などの関連が大きかった。

仲裁裁定などの不完全実施に直面し、当初は合法闘争を推進するとう方針の国労も、しだいに態度を硬化させ、合法的実力行使(順法闘争など)そして実力行使へと傾斜していった。交渉相

手は国鉄当局であつても、実際には対政府的性格を持ち、きわめて政治的性格を持たざるを得なかつた。

四九年の場合は、中闘は東京でハンガー・ストライキを行った。五〇年一月の中央委員会では、合法闘争の枠を広げる必要性についての論議が行われ、最悪の事態に備えて第二中闘を組織する方針が出された。五一年は、別に機関車労組(機労)が結成され、以後、公労法上、交渉単位制が問題となるが、それは別として、国労は一月、「実力行使宣言」を發し、座り込み指令と一斉休暇の準備指令を出した。結果として、行われたのは座り込みだけであつた。五二年は、初めて順法闘争が行われた。国労は「運転安規整運動」、機労は「運転事故絶滅最強化運動」と名づけていた。また、一斉休暇闘争が行われた。だが、五二年一月には、国労三役の解雇に首切り処分が發令された。

五三(昭和二八)年から五六年の賃金闘争では、一層、実力行使が強化された。これには、五二年に公労法が改定され、国鉄、専売だけでなく、電電公社、郵政、林野、印刷、造幣、アルコー、五現業も適用対象になり(三公社五現業)、五三年一月、三公社五現業の組合により、公共企業体等労働関係法適用労働協約(公労協)が結成されたことが力となつた。そして実力行使の強化とともに、処分・団交拒否問題が発生した。五七年の闘争で発生した三役解雇処分の場合、国労は三役の職務権限執行を停止し、委員長代理(岩井章)を選出したので団交拒否問題は生じなかつた。だが、五三年の年末闘争に対する一八名の解雇処分が翌年發表され、五四年五月の中央委員会で、被解雇者を役員に選出した。国労は、国鉄当局は公労法四三項を理由に団交拒否を通告した。国労は、仲裁委員会に不当労働行為の申し立てを行い、東京地裁に仮処分申請を行った。この場合は、東京地裁の和解案が示され、「話し合い」という名目での事実上の団交再開で決着した。だが、この団交拒否問題は、五七年の藤林幹旋案を経て、やがてILO条約批准闘争に発展していった。

### 総評の結成と国労

民同派の労働組合勢力は、四九年には大同団結の機運を強めていった。それは、アメリカ占領軍の強力な後押しによる日本政府の行政整理や民間における企業整備の名による共産党系活動家のバージとメタルの裏表の関係にあった。四九年一月には世界労連が分裂し、新たに国際自由労働者が結成されたが、この結成大会には、占領軍の後押しを加藤国労委員長も出席した。四九年一月、総同盟・新産別・国労・正当派全通など民同派三三組合は、国会闘争共同委員会を設置した。五〇年三月、電産、炭労、全鉱など同組織加盟組合によって、賃上げを要求し、三月闘争が展開された。これは国労も参加し、一部で有給休暇消化運動や、のちの順法闘争につながる職場規律確立運動も展開された。

その三月闘争の最中、総同盟と民同派組合を中心とする日本労働組合総評議会(総評)の結成準備大会が開かれた。国労もこの大会に参加し、さらに六月に開かれた国労第八回定期大会で、加

盟を正式に決定した。総評は七月一〜二日、結成大会を開催し、基本綱領、規約、行動綱領、当面の闘争方針や大会宣言を採択したが、全体として占領軍の後押しを受けながら、産別会議で影響力が強かつた共産党支配を打破するという意味で反共的色彩が濃く打ち出された。また、行動綱領では、国際自由労働への参加も盛り込まれた。

### 朝鮮戦争の勃発と日本の情勢

総評の結成直前、緊張の続いていた朝鮮半島で、朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮)と大韓民国(韓国)の間で朝鮮戦争が勃発し、日本(含む沖縄)は朝鮮半島の最前線基地となつた。朝鮮戦争の勃発は、日本を西側の「自由陣営」に組み込むうえで、決定的な役割を果たした。五〇年七月には、GHQは日本政府に、警察予備隊(今日の自衛隊の前身)の創設を指令した。GHQは、国内の政治・労働運動にも、共産党を中心に弾圧を行った。共産党の幹部の一部が公職追放され「アカハタ」や「前衛」が発刊を停止された。また、四七年の二・一スト中止後に結成され、この当時は、すでに共産党系の組合の結成体となつていた全労連への解散命令が出された。さらに新聞通信部門を中心に、各産業でレドパージの嵐が吹き荒れた。国際的には、対日講和条約をソ連などの参加なしに行おうとする「片面講和」条約の動きが急速に進められた。

日本経済は、四九年にドッジプランが実施され、民間でも企業整備の名による解雇が行われた。そこに朝鮮戦争による特需が発生し、産業界は活況を呈し、戦後の復興、再建の飛躍台となつた。だが職場の労働者状態は無権利で、低賃金、長時間労働がまかりかかり、労働運動の分裂、停滞もあつて、その状態は改善されなかつた。

国労は、五〇年六月末からの第八回定期大会(登別)で、全面講和、永世中立、戦争反対の講和三原則を決め、のちの社会党の平和四原則、総評の平和四原則の先駆けとなつた。一〇月の第九回臨時大会(松江)でも、この方針を再確認し、同時に国鉄当局の二三鉄道管理局設置など機構改革に対応する地方本部の設置を決めた。同大会では機関車協同会から、当局との団体交渉に職能別協議会代表を加えることが提案されたが否決された。このため、機関車協同会の中で独自の組合結成の動きが強まり、五一年五月、日本国有鉄道機関車労働組合(機労)が結成され、国労の最初の分裂となつた。

前年)を作つた。国労では、五月の中央委員会で、平和四原則に依る運動方針案と、平和四原則棚上げ、政治的中立の愛國的労働運動推進案が一七対一七となり、委員長の二重採決権で、後者の案が可決された。だが六月の第一〇回定期大会(新潟)では結局、平和四原則が確定した。同時に、国労民同派は左右に分裂した。

国内における全面講和の声を無視して、五一(昭和二六)年九月、サンフランシスコで対日講和会議が開かれ、講和条約と日米安全保障条約が締結された。この講和会議には、中国は招かれず、ソ連、インドは調印しなかつた。両条約の日本の国会での批准は十一月八日に完了し、五二年四月二十八日に批准書が交換されて発効した。講和条約の批准国会を前に開かれた社会党大会では、安保条約に反対する点ではほぼ意見の一致をみたが、講和条約については左右の対立が激化し、ついに左派社会党(左社)と右派社会党(右社)に分裂した。

講和条約発効を前に、日本政府は、占領体制から「独立」した日本の状況に合わせ、労働法規の改定や新しい治安立法を制定しようとした。とくに破壊活動防止法(破防法)、五二年七月二日(公布)は、治安立法として反対闘争の的となつた。政府の動きに対し、総評を中心に労働法規改悪反対闘争委員会(労働)が結成され、五二年、活発な大衆行動を展開した。四月二日には、第一波の労働ストが実施されたが、これは実施されたものとしては、日本で最初の統一政治ストであつた。国労は、全国で職場大会を実施した。四月二十八日には、第二は労働ストが実施され、第一波ストには定時退庁を行つた。だが五月一日、皇居前広場で、抗議職場大会と定時退庁を行つた。六月段階の労働ストは参加者の数も減つた。

五二年二月には、戦前の実質賃金回復のため、マーケット・バスケツト方式で理論生計費による総評・賃金綱領草案が發表され、その後の賃上げ要求の根拠ともなつた。同年、賃上げなどを中心に電産争議が発生し、電産は停電・電源ストなど激しい闘争を展開したが、会社側は譲らず、電産は敗北した。炭労も激しい賃金闘争を展開した。この電産・炭労争議に対し、五三年、政府は「電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法を規制する法律案(いわゆるスト規制法)」を提案し、反対闘争を押し切り、八月七日、公布、施行した。同法は三年間の時限立法であつたが、実際は廃止されず、現在に至つてゐる。

総評結成後、五二年頃になると、私鉄や炭労の職場闘争が展開され、労働運動は職場から再生し始めた。国鉄では、五〇年代後半、職場闘争は実力行使の職場での展開を基礎に展開された。その要因は、定員法のもとで、厳しい要員規制が行われる一方、経済の回復に伴う輸送需要が増加し、これに対処するため、もつぱら人手に依存する労働強化が行われていたことにある。また新規

採用が抑制されたため、昇進・昇格があつても下位職を代行する場合もあつた。

こうした状況のもと、当局の専制的な職場管理に對抗しつつ、様々な職場要求という形をとつて職場闘争が展開された。とくに五三年から五七年にかけて、要員闘争を中心に展開されたが、要員があまりにも厳しく抑制されているため、しばしば職制マヒ闘争、職場ろう城戦術など激しい戦術が採用された。また当時は、職場交渉が公式な協定では不明確であつたことにも起因していた。

#### 第四節 高度成長下の国鉄経営・財政と

##### 国鉄労働組合の闘い

#### 一 高度成長下の国鉄経営・財政

##### 高度成長の開始と一九五五年という年

朝鮮では、一九五三（昭和二八）年、休戦協定が調印された。この間、初めは朝鮮特需で潤った日本経済も特需の減少につれ、不況に陥り、この乗り切りのため経営者側は厳しい「合理化」を実施した。だが五五年以降、戦後復興の時期は終わり、一九七〇年代前半まで、高度経済成長の時期に入った。

一九五五（昭和三〇）年は、政治的にも重要な年であつた。社会党左派と右派が合同し統一を回復した。保守陣営も合同によつて自由民主党となつた。これにより、いわゆる「五五年体制」が成立し、日本でも、イギリスのような保守党と労働党との二大政党間の政権交代の現実的可能性が生まれたとすると論調が盛んになつたが、事実上は自民党が国会で単純過半数を占め、日本社会党は、数では拮抗できず、一対二分の一の関係を留まつた。また「五〇年問題」を契機に分裂した日本共産党も、この年、第六回全国協議会（六全協）を開き、統一を回復した。労働運動との関係では、日本生産性本部が発足し、生産性向上運動を展開し始めた。全労会議（のちの同盟）は、生産性向上運動に賛成し、分配で争うパイを大きくすることを主張した（パイの理論）。総評は、生産性向上運動が搾取強化の体系的運動であるとして、これに反対の態度を取つた。

##### 国鉄第一次五カ年計画から第二次五カ年計画

高度成長の開始は、鉄道を含め産業基盤の整備を必要とした。五〇年代前半のむつぱら労働強化に依存する国鉄輸送力には限界があつた。動力近代化と幹線の電化なども行われたが、設備面では老朽設備の取り替え、改良がほとんどであつた。その国鉄で、五七（昭和三二）年、第一次五カ年計画が策定され、実施された。基本方針は、次のとおりであつた。

- ① 老朽施設・車両を更新して資産の健全化を図り、輸送の安全を確保する。
- ② 現在の輸送の行き詰りの打開と無理な輸送の緩和を図り、増大する輸送需要に応じるよう輸送力を強化する。
- ③ サービス改善と経費節減のため、輸送方式、動力、設備近代化の推進。

このための投資は五〇二〇億円であつたが、独立採算制のもと、資金は自前で調達しなければならず、実際には資金不足で、計画は四カ年で打ち切られた。この第一次五カ年計画の遂行は、同時に国労に対する組織分裂攻撃を伴つていたことが特徴的である。この点、具体的にはのちに述べる。

これにつづく第二次五カ年計画は、六一年度を初年度として計画された。第一次五カ年計画が政府の経済自立計画に即応していたのに対し、第二次五カ年計画は池田政権の所得倍増計画に対応していた。計画の骨子は、主要幹線の線路増設と輸送方式の近代化、経営の合理化であつた。計画の目玉は、東海道新幹線の建設にあつた。総投資額は、九七五〇億円（うち東海道新幹線一七三五億円）であつた。もつとも、六二（昭和三七）年の三河島事故、六三年の鶴見事故により、輸送力増強が一層必要となり、資金計画は当初計画より大幅に増額された。東海道新幹線投資も同様で、追加が必要であつた。このため、当初計画では予定のなかつた世界銀行からの八〇〇〇万ドル（二八八億円）（年利率五・七五％）借款が行われた。

この世銀からの借款は、国鉄当局、政府、独占資本が一体となつて、初めは決つていた世銀を説得したもので、いわば国家と独占資本との共同行為による外資導入であつた。しかも入札の一部を除いて、世銀の了承もあつたが、国際的入札は行わないこととし、国内の独占的大企業がこれを落札し、膨大な利益を得た。だが、皮肉なことに、世銀からの借款も含め、投資資金が大幅に膨らんだ結果、東海道新幹線が営業を開始した一九六四年以来、国鉄は赤字経営に転落し、年々、赤字が累積した。つまり、これ以降、新幹線を初めとする幹線投資を行えば行うほど、赤字が累積するという構造となつたのである。

##### 二 総評の中軸組合としての国鉄労働組合のたたかい

##### 春闘の展開と国労の参加

賃上げ闘争は、朝鮮戦争後の不況期はきわめて困難であり、とくに五四年は、総評の目標とした賃金ストツプ政策打破は挫折した。この頃、総評は地域ぐるみ、国民総ストツプ政策打破は挫折したが、もつと低賃金を打破しようとする路線と、企業別組合の弱点を克服し、産業別統一闘争と統一スケジュールによつて賃上げを行うとする路線の対立があつた。前者は総評の高野実事務局長に代表され、後者はのち総評議長になつた太田薫合理化労運委員長

に代表された。

五五年、民間単産による春季賃上げ共闘会議（五単産、のち八単産）が結成され、春闘が開始された。翌年からは総評に中立労連が加わり、春季賃上げ合同闘争本部（のち春闘共闘委員会）が設置され、その後、春闘が定着していった。

国労は公労協とともに、五六年春闘から参加した。これは五四年の経験から、民間の賃上げが停滞すれば公企体なども同様であり、その突破には民間と官公部門との共同闘争が不可欠だと考えられたからである。五六年二月の国労中央委員会は、「官公労・民間労働者の統一闘争の中核」となる方針を採択した。その春闘目標には、「生産性向上反対、経営合理化に反対」が含まれていた。

##### 国労新潟闘争と藤林あつせん案

五六（昭和三一）年春闘で、国労を中心とする公労協の実力闘争は、炭労など民間単産とともに、春闘の中心的位置を占めたが、五七年春闘では、さらに国労など公労協、炭労の闘争が強化された。五七年春闘では、公労協各組合は二〇〇円、三〇〇円、四〇〇円の賃上げ要求を掲げるとともに、民間組合との統一要求として一律八〇〇円の最低賃金制確立の要求を掲げ、三月に高原闘争と呼ばれる強力な職場集会など実力行使を展開した。国労などが実施した平日職場大会は事実上の時限ストであつた。三月一六日には仲裁裁定の完全実施を要求する公労協の統一職場大会が計画されたが、その前日、岸信介首相と鈴木茂三郎社会党委員長とのツツツツ会談で、政府が仲裁裁定の完全実施を約束したため、中止された。以降、完全実施が慣行化した。続いて計画されてきた最低賃金制を目指す国労のスト計画に対して、国鉄当局は業績手当の支給を中止するという措置で対抗した。憤激した組合員は三月二三日自然発生的にストに入り、国労本部もこのストを公認した。いわゆる抜き打ちストであつた。

この年の春闘行動に対し、国鉄当局は八八八名の大量処分を行つた。幹部に留まらず、スト参加者レベルに及ぶ大量処分は初めてであつたが、のちには年中行事化した。この処分に対し、国労は職場大会を中心とする反対闘争を反復した。当局は、これに対してさらに処分を行い、処分一処分反対闘争が繰り返された。六月の国労第一六回大会（松山）では、賃上げや反「合理化」と結合して処分反対闘争を継続する方針を決めた。

この直後、当局は処分反対闘争に抗議、地方鉄道管理局レベルでの処分を発表した。これに対し、抗議の職場大会が各地で展開されたが、最も強力な処分反対闘争を展開したのは新潟地本であつた。一時は現地で処分者数の軽減など解決の兆しはあつたが、国鉄本社は現地管理局に対し、一切の妥協を許してはならないと指示した。この動きとは別に、警察当局が地本幹部を逮捕したことからも再び組合員の抗議行動が強化された。政府も、閣議で国鉄当局の強硬方針を支持することを決定した。この局面で、国労本部は新潟闘争を全国化して全面的対決を強めるか、逆に実力闘争を中止するかの選択を迫られた。この選択は、新潟地本が革同系執行